

坪田村役場文書

(採訪時住所 東京都三宅島坪田村)

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
1							(当村諸役員勤向約定連署簿等坪田村役場関係綴)			綴	3		1
1	1 明治23	1890					当村諸役員勤向約定連署簿	坪田村役場		綴帳	1	「伊豆国附三宅島坪田村役場」用箋	1
1	2						名主年寄ノ辞職ニ関スル規約 村民一同連署	沼田留之助(印)他97名	御役場御中	綴帳	1	「伊豆国附三宅島坪田村名主役場」用箋	1
1	3 明治32	1899			11	1	坪田村人民一同申合規約	沼田富之助(印)他107名 (但、45明分墨消)		綴帳	1	「伊豆国附三宅島坪田村役場」用箋	1
2	1 明治37	1904			2	1	職員録	坪田村若者中(印)		綴帳	1		2 1
2	2 明治42	1909			2	25	職員録	坪田村若者中(印)		綴帳	1		2 2
2	3 大正 6	1917			1	25	職員録	坪田村若者中		綴帳	1		2 3
3	明治39	1906					坪田村々寄合議事原案	坪田村役場		綴帳	1	「伊豆国附三宅島坪田村名主役場」用箋	3
4	大正 5	1916			2	18	記録(御即位記念造林事業等につき)	坪田村若者中(印)		綴帳	1		4
5	大正 5	1916			2	18	決議録(若者総衆会協議につき)	坪田村若者中(印)		綴帳	1		5

解題 坪田村役場文書

—史料の概要と特色—

日本常民文化研究所では、中央水産研究所図書資料館所蔵資料の整理・目録化を、委託事業として進めている。

今回、平成 26 年度業務として、東京都・神奈川県で採訪された資料群のうち、分量の多い東京都三宅島の坪田村(現三宅村)関連のものについて現地調査(日程 2 月 8 日から 2 月 9 日迄の 2 日間)を行い、資料採訪および収蔵に至る経緯、資料に関連する現地情報等の収集を行った。

その坪田村の資料には、坪田村役場文書と坪田漁業組合文書の 2 つの資料群があるのだが、本稿では、前者の坪田村役場文書について解説していく。ただ、残念なことに、坪田村役場に関する原文書は、昭和 37 (1962) 年頃には処分されてしまったようで、現存しているものは、中央水産研究所に所蔵されているもののみのものである。

さて、その前に、三宅島・坪田村について概略を記していきたいと思う(『日本歴史地名大系』)。

まず、三宅島は、伊豆諸島の中心島で、東京から南方約 180 キロに所在する火山島である。面積は、55・14 平方キロ、伊豆諸島中、大島・八丈島に次いで大きく、その最高峰は、複式火山の雄山(おやま)で、標高は 813・9 メートルである。同山は、度々噴火を繰り返しており、平成 12 (2000) 年にも激しく噴火し、島民全員が島を離れる状況となった。同 17 (2005) 年に、避難命令が解除されて、島民が復帰を始めるものの、同 7 (1995) 年には、約 4000 人程であった人口も、2700 人程に減少している。現地調査した際も、人と遭遇することはほとんど無かった。

また、同山を中心とした島は、火山噴火予知連絡会によって火山防災のために監視・観測体制の充実度の必要がある火山に選定されており、さらに、日本の気象庁によって火山活動ランク A の活火山、常時観測対象火山に指定されている。

その他、応徳 2 (1085) 年以降、久寿元 (1154) 年、文明元 (1469) 年、天文 4 (1535) 年、文禄 4 (1595) 年、寛永 20 (1643) 年、正徳 2 (1712) 年、宝暦 13 (1763) 年、文化 8 (1811) 年、天保 6 (1835) 年、明治 7 (1874) 年、昭和 15 (1940) 年、昭和 37 (1962) 年、昭和 58 (1983) 年、13 回の噴火を記録している。

当島は、近世には、神着(かみつぎ)・伊豆・伊ヶ谷(いがや)・阿古(あこ)・坪田の 5 ヲ村で構成され、神着村・伊ヶ谷村が島政の中心となっていた。現在は、伊豆地区に東京都三宅支庁・東京都教育庁出張所・警察署などの官庁が、坪田地区に村役場・都立三宅高等学校などがあり、三宅港・三宅空港(昭和 41 《1966》年開港)も坪田地区にある。東岸の坪田の三池港(昭和 4 1 年棧橋竣工)、南西岸の阿古の鯖ヶ浜漁港は大型の船舶も接岸できる。ちなみに、坪田村三池港接岸していた船は、平成 14 (2002) 年の台風により、全滅したようである。

近世の島政は、地役人を頂点とし、その下に名主・年寄の村役人を置いて島民を支配した。当初は、神着村の神官壬生家と伊ヶ谷村の地役人笹本家が有力であったが、幕末には壬生家が神官兼地役人を勤め、壬生家の役宅は島役所、笹本家は陣屋と呼ばれた。

同島の年貢は初め、大島と同様に塩年貢で、995 俵を納め、それに対して扶持方米 125 俵が下された。この塩年貢は、元禄 2 (1689) 年塩の現物納から金代納に変わる。塩年貢を納めていた頃、貢船の御用船や漁船を所持する神着村・伊ヶ谷村は浦方(海方)と呼ばれ、漁獲・塩などの搬送を生業とした。また、伊豆・阿古・坪田の 3 ヲ村は釜方(山方)と呼ばれ、塩を作り、塩焼の燃料となる薪取などに従事した。坪田村役場文書中にも、「製塩地借用願」の文言が記されている。

安永 3 (1774) 年の「伊豆国附島々様子大概帳」によれば、家数 271・人数 1059、その他に流人 116 とある。

流人については、「延宝元禄流人帳」・「三宅島流人帳」などが残されている。当島の流人の中には、赦免後に画家として著名な英一蝶、絵島生島事件の生島新五郎等がいた。また、八丈島・御蔵(みくら)島・神津(こうづ)島への流人は、幕府の御用船でいったん三宅島へ送られ、そこから船で各島に送って行ったようである。

そして、「伊豆国附島々様子大概帳」には、廻船 7 艘・漁船 20 艘があり、鍛冶 4 人・船大工 1 人と記録されている。さらに、野飼牛 167 頭、野飼馬 95 頭、他に野牛・野馬も多数いたことが記されている。ちなみに、坪田村の家畜数は、牝牛 93、牡牛 66、計 159、さらに豚 33、馬 2 を合わせて、合計 194 頭いたようである(『三宅島史』)。

産物としては、黄楊・縞木綿・鯉節・天草・塩・干魚などが「伊豆国附島々様子大概帳」に記録されているという。坪田村三池湊周辺では、天草・鯉・とこぶし(アワビのようなもの)・イセエビ・飛魚・室鯨等々がとれたようである。なお、輸出品としては、飛魚・天草の他に、椿油が見られる(『同島史』)。

明治になると、当島は、韮山県、足柄県、静岡県を経て、明治 11 (1878) 年に東京府に編入される。そして、昭和 31 (1956) 年には、三宅村が成立し、一島一村となった。

次に、坪田村は、阿古村の東、島の南東部に位置している。そして北には神着村がある。当村は、近世から昭和 31 年まで存続した。現在は、前述したように、三宅村にふくまれている。

安永 3 (1774) 年の「伊豆国附島々様子大概帳」によると、戸口 53 軒・261 人であったようである。また、「南方海島志」には、「一体水不足ナル故二天水ヲ待ツコト利島ノ如シ、但シ伊谷・阿古二各泉一ヶ所アリ一村ノ用ヲ為ス」と記されており、水に乏しい三宅島の中でも、伊ヶ谷村・阿古村には、一村の用を賄う泉があったようである。ただ、阿古村の泉とは、同書に「古ミヨ池、坪田村二在リ」と見える当地の太路(たいろ)池をさしているようである。現在も島民の重要な水源となっている。

当村の漁業は、前述したように、天草・鯉・とこぶし・イセエビ等々がとれた。特に、天草は、寄草のものは自由にとれたため、かなり景気がよかったようである。当時の公務員よりも収入が良かったようである。この天草は、韓国等からも海女が来て採っていたという。しかし、昭和 58 年の噴火でかなり減少し、平成 12 年の雄山の噴火で、ほとんど採れなくなったという。そして、その影響で、イセエビも採れなくなったという。

以上、三宅島・坪田村について概略したが、次に、坪田村役場文書を紹介していく。資料の形態は、全てが行政書類の綴りである。水産資料館所蔵古文書目録の内容は、現在、中央水産研究所に所蔵されているものと一致している。採訪から現在まで、資料の散逸・移動は生じていないようである。「昭和五十三年三月水産資料館所蔵古文書目録」の巻末にある、本史料群の解説には、「坪田村に所蔵される明治二十三年より大正七年にわたる七冊の行政書類である。その内容は、村役人任命・辞任関係など公的書類が多いが、牧場設置・植林など坪

田村の釜方（山方）としての性格を窺わせるものが多くみうけられる。また、明治三十七年から大正七年に至る若者組、少女組の役員任命など、村民の生活諸相を知らせる資料も多い」と書かれている。この解説に見られる、「若者組」や「少女組」は、いわゆる、青年団のことであるという。また、釜方（山方）は、製塩を行うものではなく、天草の処理場であったのではないかという。なお、この坪田村役場文書は、何点かは『三宅島史』に記載されている。

1、(当村諸役員勤向約定連署簿等坪田村役場関係綴)

1 - 1、明治二十三年 当村諸役員勤向約定連署簿 坪田村役場

坪田村役員再勤こつき、諸役取極証や、菓子税上納書等について記されている。

1 - 2、名主年寄ノ辞職ニ関スル規約 村民一同連署

1 - 3、坪田村人民一同申合規約

2 - 1、明治参拾七年式月壹日以降 職員録 坪田村若者中

坪田村少女頭下役寺沢ヌイ 坪田村少女頭上役申付や、若者世話役、若者出頭上役申付等々について記されている。

2 - 2、明治四拾二年二月式十五日 新調 職員録 坪田村若者中

若者世話役申付や、女頭申付、親添頭申付、若者書記申付、若者水働揚申付等々について記されている。

2 - 3、大正六年一月二十五日以降 職員録 坪田村若者中

若者世話役申付や、若者頭申付、若者評議員申付、若者書記申付、若者頭申付、若者水働上出頭役申付等々について記されている。

3、明治参拾九年以降 坪田村々寄合議事原案 坪田村役場

夫役規定や、共有地字水溜り拝借出願、製塩地拝借出願、神着村釜宿家宅新築見舞ノ件、清算書、学材新築予算協議ノ件、村有地字大路樹木挿植規程、牧場設置規程等々について記されている。

4、大正五年二月拾八日 記録 坪田村若者中

御即位記念樹木事業について記されている。

5、大正五年二月拾八日 新調 決議録 坪田村若者中

例えば、大正五年九月若者総集会ニテ一同協議之上、役場ニ出願致シ認可セシ事項左ノ如シ、

年々渡御セラレ居候、神輿祭典出迎ニ付テハ、是迄若者頭取宅ヨリ執行候処、村社ヨリ奉迎致ス事ニ決定ス等が記されている。

以上9点である。

(文責 岩田康志)